

平成27年教育委員会第4回定例会会議録

開会日時 平成27年4月 9日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時00分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 塚 本 亨
同職務代理 天 宮 久 嘉
委 員 松 本 實
委 員 杉 浦 容 子
委 員 竹 高 京 子
教 育 長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	駒崎 彰一
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 塚 本 亨 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 塚 本 亨 委員 天 宮 久 嘉 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまから、平成 27 年教育委員会第 4 回定例会を開催いたします。

議事に入る前に、各委員にお諮りしたいところがございます。

本日、2名の傍聴の申し出がございました。許可したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしということでございますので、傍聴を許可することにいたします。

委員長のほうから、傍聴人の方に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定によりまして、傍聴人の方は次の事項を守っていただきたいと思えます。

1 として、傍聴人は委員会の中では発言ができません。

2 として、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手あるいは賛否をあらわすようなことはおやめください。

また、3 として、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りいただくようお願いいたします。

4 として、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでいただきたいと思えます。なお、傍聴人の方よりこれらの規則に反する行為があった場合には退席していただくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、平成 27 年教育委員会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、天宮委員と塩澤教育長をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に入ります。本日の議事日程でございますが、議案等が 2 件、報告事項等が 4 件、その他の事項が入っております。

それでは、議案等の審議に入ります。

議案第 34 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 34 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、保育料等の減免の対象者を拡大する等の必要があるもので、本案を提出するものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、別添3枚目になりますけれども、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。新旧対照表右の下線部が改正箇所でございます。主な改正点は2点ございまして、順番は前後いたしますけれども、新旧対照表の2枚目をごらんいただきたく存じます。幼稚園保育料について、区民税所得割非課税世帯は、従前9,800円の半額である4,900円としてまいりましたけれども、今般施行の政令におきまして、当該世帯に係る額の上限が3,000円と定められましたため、その上限に合わせて額を改定したものでございます。次に、新旧対照表の1枚目及び3枚目になりますけれども、第7条1項4号及び先ほど別表の備考2といたしまして、入園申請手数料と保育料の減免対象に第2子を加えたものでございます。具体的には、生計を一つにする世帯のうち、小学校第1学年から第3学年までの児童、それから幼稚園、認定こども園、それから保育所に入園もしくは入所している児童が2人以上ある場合、当該児童のうち、最年長の児童の次に年長の児童、つまり第2子となりますけれども、こちらの減額率を生保世帯、それから区民税の所得割非課税世帯、その他の世帯いずれも50%としたものでございます。その他、所要の文言整理を行ってございますけれども、制度上変更するものではございません。

また、施行予定は公布の日としてございますけれども、改正の内容につきましては、今年4月1日に遡及して適用するものでございます。

説明としては以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま、学務課長から議案第34号に關しましてのご説明をいただきました。

私も記憶では前回の第3回臨時委員会の折に、同様の説明を学務課長からいただき、4月1日ということで、ただいま上程されました。委員の方の意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。第2子以上いらっしゃるご家庭に対し、これだけの減額というのはとても素晴らしいことだと思います。できれば、義務教育の子どもが2人以上いる状態であればという形になればもっといいのかなとは感じます。

賛成でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに、どなたか委員から。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 4月1日から私立幼稚園の中に認定こども園としてスタートする幼稚園があると思うのです。そうしますと、認定こども園と一般の私立の幼稚園、その助成の申し込みの仕方はどのようになっているのですか。教育委員会の所管ではなく、子育て支援部だと思いますが、

もしおわかりになれば教えていただきたいと思います。

○委員長 学務課長。

○学務課長 今回の子ども・子育て支援法の仕組みの中でございますけれども、基本的に公立、私立変わりなくやるわけでございますが、まずは今回の支援法の中での認定を受けていただきながら、その中で支給認定を受けていただくわけでございます。ということで、申し込み自体の方法は、従前と変わらないという形になりますけれども、その認定を保護者に対してお知らせをしていくというような状況になってございます。というようなことでよろしいでしょうか。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 わかりました。葛飾区の中で、認定こども園に移行した幼稚園が3園ございますが、所管が子育て支援部ということになるかと思いますが、区民の方にござわりやすいようにお知らせしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

ただいまの杉浦委員からのご指摘も重々わかります。特に、所管事項が違う部分もございしますので、その辺は横の連絡、あるいは当教育委員会の領域から超えてしまいますけれども、子育てをしようという部分では、各連携部署の中で区民の方へのPRということが、杉浦委員からの要望ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他に、ご質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第34号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第35号「平成28年度使用教科用図書採択事務取扱要綱」について、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 議案第35号「平成28年度使用教科用図書採択事務取扱要綱」についてご説明いたします。

来年度から中学校において使用する教科書の採択事務を行うため、平成28年度使用教科用図書採択事務取扱要綱を定める必要がありますので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただき、「平成28年度使用教科用図書採択事務取扱要綱」でございます。今回は平成28年度から中学校で使用される教科書の採択事務を行うもので、本教育委員会において、この要綱を決定していただくものでございます。

2枚おめくりいただき、資料1の「平成28年度使用中学校教科用図書の採択について」をご

らんください。平成 28 年度から中学校で使用される教科書の採択に当たりましては、教科・科目ごとに 1 種の教科書を文部科学省が作成送付する教科書目録に登録された教科書のうちから、使用する年度の前年、つまり平成 27 年 8 月 31 日までに採択するものでございます。

それでは、2 枚目の要綱にお戻りいただきまして、右上の日にちにつきましては、本日ご決定をいただきましたら、9 日の日付を入れさせていただきたいと思っております。

第 2 条、基本方針でございますが、採択は適正かつ公正に行われるようにするものです。

第 4 条、検討委員会の設置では、外部の委員を入れて検討を行うようにしております。

1 枚おめくりください。第 9 条、調査委員会の設置では、検討委員会の検討に資するため、調査委員会を置くものでございます。

それでは、さらに 2 枚おめくりください。資料 2 につきましては、採択の流れ図でございます。さらに、その次のページでございますが、資料 3 につきましては、今後の日程の予定になっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま、指導室長のほうから、ご説明がございました議案に関しまして、平成 28 年度使用の教科用図書採択事務取扱要綱ということで、各委員のご意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 35 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 35 号「平成 28 年度使用教科用図書採択事務取扱要綱」につきましては、原案のとおり可決といたします。

なお、指導室長から言っていただきましたように、平成 27 年 4 月 9 日をもって教育委員会決定として、この流れで作業に入ってくださいことをお願い申し上げます。

議案等 2 点は終わりましたので、報告事項等の 4 件に入らせていただきます。

報告事項等の 1 「『かつしかのきょういく』(第 127 号)の発行について」。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、私のほうからは、報告事項等 1 「『かつしかのきょういく』(第 127 号)の発行について」報告させていただきます。それでは、資料のほうをごらんください。

まず、発行予定でございますが、5 月 29 日を予定してございます。まず、内容でございますが、1 面でございます。こちらについては、今回新たに第 6 回の中学生「東京駅伝」大会で「チーム葛飾」が敢闘賞ということで、活躍の様子を報告したいと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページをごらんください。27 年度の教育委員会予算概要・主な施策でございます。こちらは例年記載してございますけれども、27 年度も教育委員会の予

算の中から、主要な事業ですとか、あるいは新規に行う事業について説明をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、3ページ目をごらんください。上段が4月からの学校行事、こちらについては例年記載してございますが、4月からの行事予定について記載をさせていただきます。下段については、新たに、かつしか郷土かるたの全区競技大会が開催されましたので、こちらの結果等について記載をまいります。

続きまして、4ページ目をごらんください。こちらについては、例年開催してございますが、朝食レシピコンテスト・親子の手紙コンクール、珠算大会、それからあいさつ運動ポスターコンクールの結果等について掲載をまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、5ページ目をごらんください。上段がかつしかっ子賞、かつしかっ子文学賞、葛飾みらい科学研究コンクールの受賞者の一覧。下段がかつしかふれあいRUNフェスタの開催結果ということで、こちらについては、新たに実施したRUNフェスタ等について掲載をまいりたいと考えてございます。

続きまして、6ページ目と7ページ目の上段につきましては、中学生の職場体験の協力事業所の一覧を。そして、7ページの下段につきましては、教員の表彰についての結果を報告したいと考えてございます。

続きまして、8ページ目でございます。こちらについては、上段に教育長室からということで、教育長からのご挨拶と、それから教育委員会の動きについて。下段につきましては、文化・芸術・スポーツ功労者の表彰式についての結果等について掲載をしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま庶務課長のほうから、報告事項等1として、「『かつしかのきょういく』(第127号)の発行について」のご説明をいただきました。委員の方からのご意見、ご要望等ございましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。

今の説明のとおり、特に新規でRUNフェスタの開催報告と、あるいは東京駅伝での敢闘賞という部分では区民の方に広くアピールする意味でも非常にいい内容だと思います。お願いたします。

では、報告事項等2へ入ります。「平成26年度スタンダード検定結果について」。

指導室長、お願いたします。

○指導室長 それでは、報告事項等2「平成26年度スタンダード検定結果について」、ご報告いたします。

こちらは、教育委員会第1回臨時会でご報告させていただきました平成26年度スタンダード検定のその後の実施結果についてでございます。本区の教員により、9月に作成しました教科

葛飾スタンダードは国語、算数・数学、体力と、中学校では外国語（英語）の各教科で葛飾区の児童・生徒に身につけさせたい基盤とする内容となっております。

それでは、検定結果のほうをごらんください。検定は正答率80%以上で合格としております。3月6日までの合格者でございますが、小学校では全ての学年・教科で95%以上の合格率となっております。中学校におきましては、3年生の英語において7割程度ではありますが、そのほかの学年、教科はおおむね8割以上合格しております。このスタンダード検定でございますが、平成27年度、今年度からはチャレンジ検定と名称を変えて継続してまいるところでございます。

説明は以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま、指導室長のほうから平成26年度のスタンダード検定結果について、特に第1回目の臨時会で中間報告をいただいておりますので、その集大成ということでご報告いただきました。委員の方のご意見、あるいは要望等ございましたら、お受けしたいと思っております。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。今回スタンダード検定は第1回目ということで、その実施結果でございますね。11月の報告の時、3年生の国語、5年生の算数、そして中学1年生の外国語、この辺にちょっと課題がありましたが、その後児童・生徒も頑張り、先生方も一生懸命教えていただきまして、そしてこのような結果まで到達できたと思っております。次年度は11月に実施したときに前年度と比較して、少しでも合格者が多くなるようお願いいたします。先生方は一生懸命、葛飾スタンダードに沿って、やっていただいておりますし、伸び伸びプランということで、各学校が現状にあった取り組みをして努力していらっしゃることは十分理解しております。今年度はという思いがございますので、努力が実ることを期待しております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

松本委員、お願いします。

○松本委員 従前行ってた確かな学力調査によりますと、子どもの学力をはかりまして、それに基づいて授業を改善とか結果を教えて、各自頑張るよというところまででしたけれども、スタンダード検定にしましてからは、検定を受けて、その後、何回も挑戦して、合格するまでチャレンジするという部分があって、その過程で自分はやった、できた。学ぶことが楽しいという経験を持った子もいると思っておりますので、今度はチャレンジ検定になりますけれども、これで今後成果を出していきたいなと思っております。

そこで質問なのですが、この検定の問題は、教師たちがつくっているのかどうか。問題づくりに負担があるのかどうか。課題等がありましたら改善していけばいいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 こちらの問題作成につきましては、本区の教員にお願いをしているところでございます。今のところ、私のところには作成について本区の先生方から多大なる負担をかけられているというような言葉につきましては、入ってございません。引き続き、先生方のお力をかりて、こちらのほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

松本委員。

○松本委員 よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにどなたか、委員からのご意見を求めたいと思います。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。このチャレンジ検定ですけれども、区の教員の方がつくって、全校統一の問題ということでよろしいのですよね。

○委員長 指導室長。

○指導室長 おっしゃるとおりでございます。

○竹高委員 ありがとうございます。

この11月から3月まで、初めての検定でしたが、とてもすばらしい成果がここに、先生方のご努力も出てきている、子どもたちも頑張ったということが見てとれると思います。小学校のほうで、このスタンダードな部分、その部分を検定できちんと身につけておけば、中学校に入ってきたときには、またこの中学校3年生がもう少し評価的には上がってくるのかなとも思います。ただ、3月6日ですと、もう受験が終わって気が抜けているので、試験をやらせるほうとしても、若干ルーズになる部分もあるから、このパーセントかなとは思いますが、国語にしても、数学にしても、英語にしても、中学校3年生にはとても大事なことだと思うので、ここの部分がこのパーセントであったというのは少し残念だったと感じました。ただ、中学生、11月の外国語の評価から考えたら、子どもたちは3月までとても勉強して頑張ったのだなと感じます。きちんと継続して勉強したら、成績も上がっていくという自信につながっていただきたいと思います。3年生、4年生の勉強を見るときに、九九ができない子がまだいたりします。そういう底辺の部分もあるので、ぜひこのチャレンジ検定、今年も学校や先生方にも頑張っていたらと思います、応援させていただきます。

○委員長 お答えはよろしいですね。ほかにどなたか。

杉浦委員。

○杉浦委員 課題としまして、この100%に届かない子どもたちがいます。いろいろ事情があるとは思いますが、やはりこの子どもたちにも焦点を当てると言いますか、光を当てていた

だいて、その子たちに何とか自身の達成感というのを味あわせてほしいという思いでございます。その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 幾つかのご要望等がございまして、また平成 27 年からはチャレンジ検定というくくりでございますね。各委員のご意見を踏まえながら、また現場のほうに周知確保をぜひお願ひしたいと思ひます。やはり、子どもたちに高揚感があつて、達成感を持つことは、教師にとつても非常に大事なことであらうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告事項等の 3 「平成 27 年度の生活指導について」。

指導室長、お願ひします。

○指導室長 それでは、報告事項等 3 の「平成 27 年度の生活指導について」、ご説明をさせていただきます。

健全育成を図るための「かつしかっ子」宣言の取り組みを各学校、幼稚園が主体的に進めるとともに、今年度も「平成 27 年度の生活指導について」をもとにし、生活指導の一層の充実を図るよう、あす 4 月 10 日の校長会で周知いたしたいと思っております。

それでは、資料のほうをごらんください。最初に（1）問題行動についての指導の重点についてです。学習規律が確保できなかつたり、学校不適応が発生したりすると、子どもたちに学力を身につけさせる上での基盤を構築することが困難になる現状がございまして。ソーシャルネットワークサービスへ依存し、ネットワーク上の掲示板を利用し、他人を誹謗中傷するなどの不適切な書き込みが行われたり、深夜徘徊や学校間抗争、ネットいじめ等のトラブルが発生したりしています。こういう件につきましても家庭と連携をとりながら、フィルタリングサービスの導入を保護者会等においても啓発するなど、犯罪を未然に防ぐ指導を各学校、幼稚園に指導してまいります。

次に（2）の安全指導についてご説明いたします。子どもの交通事故につきましても、11 件減少しております。各学校においては、自転車に乗る際のルールやマナーについての指導も含め、計画的に交通安全指導を行い、警察署との連携により、交通安全教室を開くなど、体験的な指導を実践するよう、指導してまいります。

続きまして、（3）いじめについてでございます。「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの問題は、どの学校・学級にも起こる重大な問題であるといった見識に立って、常に問題の把握に努めるとともに、いじめが発生した場合には早急に指導を行うよう、各学校・幼稚園に指導してまいります。

続きまして、（4）学校不適応への指導についてでございます。総合教育センターに配置している「かつしか学校問題解決支援チーム」のスクールソーシャルワーカーや、教育心理専門相談員の活用、総合教育センター、教育相談、適応指導教室との連携を図り、適切な指導をきめ細かく行うように各学校、幼稚園に指導してまいります。

続きまして、2番の家庭や地域社会との連携についてでございます。(1)の暴力、ネグレクト、虐待等についてでございますが、子ども総合センター、児童相談所など、関係機関と連携を図り、また、総合教育センターに配置したスクールソーシャルワーカーを活用するなど、各学校・幼稚園に指導してまいります。

(2)の生活習慣の向上についてでございますけれども、区全体で「家庭学習のすすめ」を活用して、家庭学習を必ず出し、やり切らせる取り組みなど、家庭学習の充実を図ることで、基礎学力の定着を図るように指導していきたいと思っております。

最後になりますけれども、今年度の指導の重点でございますけれども、全ての幼児・児童・生徒に「災害安全」、「生活安全」、「交通安全」に関する指導を系統的・計画的に進め、学校の内外における危険を予測し、回避する能力を身につけることといたします。各校で、見直した学校安全計画や、安全教育の年間指導計画に基づいて、地域への実態に即し、さまざまな想定による避難訓練や防災教育の充実を図るように学校・園に指導していきたいと思っております。

以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、「平成27年度の生活指導について」、指導室長からご説明がございました。各委員からのご意見を求めたいと思います。

天宮委員、お願いします。

○天宮委員 まず、この生活指導において、いじめに関しては学校内のものですが、ほとんどは家庭環境によるものですから、これは指導室としても難しいことだと思います。それでも学校としてはソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーというものを利用して、よりよく頑張っていたらと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたか。

杉浦委員。

○杉浦委員 読ませていただきました。ありがとうございます。

何点か感じたことがございます。2ページの(3)いじめについてのところで、大変うれしく感じたのですが、3行目に小学校5年生と中学校1年生における全員面接を実施すると記載があります。すごくうれしい施策でございますが、これはどのような方が生徒1人1人に面接されるのか、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 こちらにつきましては、各学校に配置しております東京都からのスクールカウンセラーのほうにお願いをして、小学校5年生及び中学校1年生全員に面接を行っていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。校長先生も先生方も、生徒に寄り添っていただくということと、スクールカウンセラーをお願いして、全員面接ということは本当にいい事業の取り組みだと思います。

4ページ目に生活習慣向上の取組とございますが、ここに記載されておりますことは、もっともだと思います。先ほど天宮委員もおっしゃっていましたが、やはり家庭が大事だというお話でございますが、なかなかそこができない家庭の状況もございます。そういう子どもたちをしっかりと守っていきたいという思いでおりますので、よろしく願いいたします。区全体で家庭学習を必ず出し、やり切らせる取り組みを推進する。これは年度初めですので、特に小学校1年生、中学校1年生にはきちんと習慣づけるということが、今後の家庭学習、学校の授業態度に通じると思っております。よろしく願いいたします。新学期に当たりまして、生活ノートとか連絡ノートを毎日提出するということをしている学校もございます。子どもと家庭と学校が毎日連携をとれる、学年初めでございますので、徹底していただいて、子どもたちに良い習慣がついてくださることを期待しております。よろしくご指導お願いいたします。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 ご指摘のとおりでございます。やはり、年度当初でございますので、幼稚園、保育園等から非常に希望を持って小学校に上がっているお子様も非常に多くございます。そちらのほう、担任とまず子どもとの人間関係づくりというのはもっともなのですけれども、やはり一番不安を抱えているのは保護者だと思います。ですので、委員のご指摘のとおり、1年生につきましては連絡帳等を使って、必ず保護者と子どもと密な連携を図れるように、明日の校・園長会のほうで伝えていこうと思っております。

どうも、ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

杉浦委員。

○杉浦委員 最後に一つだけ。2ページに、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用と記載してござっておりますが、葛飾区内を見ますと、ほとんどの児童・生徒はヘルメットを着用していないという現実でございます。私は常にここで申し上げているのですが、必ず着用することを徹底してくださるよう保護者に伝えてほしい、子どもたちに伝えてほしいということを校長会でお話ししていただきたいと思っておりますので、その辺をぜひお願いいたします。

○委員長 ご要望でよろしいですね。大事なことです。ありがとうございます。ほかにどなた

か。

竹高委員。

○竹高委員 要望というか、感想を言わせていただきます。生活指導の現状と対応策のところの(1)の③のところ、すばらしいと思ったのは、「社会で許されない行為は学校でも許されない」という、いいことはいい、悪いことは悪いという姿勢が、大人としても本当に必要なことだと思っております。

④の2行目ですか、「学校や保護者が把握できないほど」という部分があるのですが、保護者が児童・生徒が使っている携帯などを把握できないということが問題である、ということぜひ保護者の方に伝えていただきたいと。子どもたちを危険から守るためには、ここが把握できていないことが問題だということが大きいと思われまます。フィルタリングサービスを使おうが何をしようが、使い方を知らないおもちゃを子どもに与えているわけですから、その部分を保護者としてきちんと子どもと寄り添って、いけないことはいけない、いいことはいい、その部分を保護者が子どもを守るべきだと思うので、そういう強い姿勢でお子さんを守っていただきたいと感じました。

一番後ろの4ページ目なのですが、「早寝・早起き、朝ごはん」運動の推進。昨日、幼稚園の入園式に行かせていただいて、やはり園長先生がそういうお話はなされておりました。幼児期に習慣づけるということは非常に大切なことで、この幼児期にこの習慣がついていれば、小学校、中学校になっても自分でも心がけていけるという形ができると思いますので、本当に「早寝・早起き、朝ごはん」の推進を頑張っていただきたいと感じました。

以上です。

○委員長 ご意見として承りました。ほかにどなたか。

松本委員、お願いします。

○松本委員 幾つか申し上げます。

まず一つ目は、大変悲しい、川崎市の中学1年生が殺人事件に遭ったということです。報道からも言われていますけれども、教育委員会や学校や教育関係者にも言われていることを参考にしていきたいと思えます。ある学校では、校長以下、教員の一人一人が子どもの名前を呼んだり、声をかけて掌握して、すばらしい教育をやっているのですけれども、そういうふうにもどの子もみんなで見えていくということを原点に戻りたいと思えます。

二つ目は、入学式に参列して感じたことなのですが、特に小学校1年生が入学して、今幼保の連携をやっておりますけれども、小学校1年生にしっかり集団生活、学習の規律等、指導してあげて、すばらしいスタートができるようにしたらいいなと思いました。

次に、職員が紹介されて、新任の教員が多いなということを感じましたので、生活指導についての初任者が意識を持って教師生活がスタートできるように、ぜひ初任研等で指導していた

だけたらいいと思います。

最後に、学校というところは、やはり楽しくて安全なところであるということが大事だと思います。生活指導上の問題を抱えている学校とか、問題が発生した学校に対しましては、教育委員会として素早く強力な支援をしていきたいと思います。例えば、学校支援指導員やサポートチームづくりとか、その問題への対応についての指導助言とか、そういうことをしっかりやって、区内の小中学校、各学校の教育課程がスムーズに親から信頼されて、進むようにやっていきたいと強く思います。よろしくをお願いします。

○委員長 非常に貴重なご意見をいただきました。また、それを旨としてまた明日開催される校長会等でも、資料の提示をお願いしたいと思います。ほかにどなたか。

天宮委員、お願いします。

○天宮委員 先日、ある資料を見せていただきまして、葛飾区の不登校者数の率についてです。葛飾区は不登校者数が少なく、23区内ではかなりトップクラスのほうだということです。それはすばらしいことで、やはり教育委員会の皆様、または校長先生のご指導とか、その賜物だと思っております。それを誇らしく思って、葛飾区はやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいまの天宮委員からの貴重なご意見をいただきました。また各委員からも特に幼保小という部分で、早い時期に生活習慣を定着させていただきたいということ为先ほど奇しくも天宮委員、杉浦委員がおっしゃいました。いじめあるいは不登校、その他人権にかかわる問題等もございませう。その背景に家庭環境、あるいは最近メディアでも取り上げられてございませうけれども、子どもの貧困という部分が非常に關心事になってございませう。そういった社会的な背景というのは、やはり区民の感情からも当然出てまいりますし、ただ、今お話ししましたように、不登校率というのは非常に全国的にも都内の全都的にもかなりいい意味での上位のランクでございませう。それをさらにまたゼロに限りなく近づける、これは非常に不断の努力が大変だと思います。校長、副校長以下、特に新任の教員の方が学校一丸となって、保護者の協力を得て子どもたちを育成していくことをぜひお願いしたいと思っております。

ほかにどなたか、委員からのご意見はよろしいですか。

それでは、報告事項等の4「柴又地域文化的景観に係る調査結果について」。

生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 それでは、報告事項等4「柴又地域文化的景観に係る調査結果について」ご報告をさせていただきます。

既にお届けしております「葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書」でございませうけれども、ごらんのとおり、約600ページに及ぶ厚い冊子になっております。したがいまして、本日のご報告は、お手元にお配りしてございませう4ページ物の概要版により行わせていただきますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、「柴又地域文化的景観に係る調査報告結果について」の資料をごらんください。まず、「1、調査概要」でございます。平成17年4月の改正文化財保護法の施行により、文化的景観というものが新たな文化財のカテゴリーとして誕生したことを受けまして、全国各地で文化的景観を保護する取り組みが推進され、建物や道、河川などの文化的景観についても積極的な関心が向けられるという状況になってまいりました。そうした中、文化庁の調査によりまして、柴又地域の文化的景観が評価されたこともあり、柴又地域の自然、歴史、伝統、生活文化などに関する資料の調査を実施し、柴又地域の文化的景観の評価、保存、活用を考え、将来のまちづくりにつなげるとともに、国が定めました「重要文化的景観」の選定に向けた基礎資料とするため、帝釈天題経寺・参道及び江戸川河川敷を中心とした地域を初めとする柴又一丁目から七丁目を対象としまして、平成22年度に予備調査を、平成23年度から平成26年度までの4カ年で本調査を実施したものでございます。

次に「2、調査報告書の概要」でございます。今般の調査報告書の名称及び発行は(1)、(2)に記載のとおりでございます。

各章でございますけれども、(3)に記載のように、第2章から第6章において、項目ごとの詳細な調査結果を示し、それらにつきまして第7章で総括をし、柴又地域文化的景観の特質と価値を説明するという構造になってございます。なお、各章の項目とそれに対する調査の構成等につきましては、(3)の①から⑦に記載のとおりでございますので、後ほどごらんおきいただければと思ひます。

次に1枚めくっていただきまして、2ページでございます。「3、柴又地域文化的景観の価値の概要」でございます。柴又地域が東京低地としての微高地と河川という環境的特徴を舞台に、もともと偏在しておりました大都市近郊地帯が帝釈天題経寺という存在を核とする一つの領域として凝縮・再編成されたものであり、江戸・東京だけではなく、北関東ですとか、房総地域などとも一定の距離を保ちながら、それらと浮動的な関係性を築きつつ、発展してきたという経緯を踏まえ、今般の調査報告書では柴又地域文化的景観を地形及びそれに即した歴史的な土地利用の観点から、一つ目は中核としての帝釈天題経寺及びその街並み、二つ目はそれを支える微高地、三つ目としてその外側に広がる低地の農村風景という、三つのリング状の空間構造、ここでは三つのリングとして記載してございますけれども、そういった形で捉え、それぞれのリングに上下関係はなく、不可分に関連し合っ、柴又地域における重層的で深みのある魅力を醸し出しているとしまして、柴又地域文化的景観の価値について取りまとめております。

まず、柴又地域文化的景観の特徴としまして、その「この景観は」というところから記載がございまして、一つ目は、江戸・東京側と下総・北関東側からの街道や河川が結節する場所としてのノード性、要は交わるところというふうに理解してございまして、それから二

つ目としまして、農村的な基盤に都市的な場が重ね合わされて形成されてきたという都市と農村の両義性という特徴を持っている点、それから三つ目としまして、帝釈天題経寺や門前の景観が、参拝客を意識して時代時代で常に様相を変えてきたという、空間ですとか建築の流動性といったものを挙げてございます。そして、このような特色から柴又地域文化的景観につきまして、江戸・東京の郊外の都市形成の一つの典型として捉えられて、現在までその都市構造をよく継承し、生業を基礎とした独特の情緒ある景観を強く保ち、またつくり続けてきたという点で、ほかに例がない日本国民の生活・生業の理解のためには欠くことのできない景観であり、さらに映画の舞台としても取り上げられ、その魅力が広く全国の多くの方々の胸に刻み込まれているという点からも極めて重要な文化的景観と判断されると結んでございます。

続きまして、「4、柴又地域文化的景観の構成要素及び範囲」でございます。構成要素につきましては、右側に、3ページ別紙1にございますように、「葛飾・柴又地域文化的景観構成要素一覧(案)」という形で、それから1枚めくっていただきますと、最終ページ、別紙2の「葛飾・柴又地域文化的景観範囲図(案)」ということで、範囲につきましてお示ししてございます。3ページに戻っていただきまして、表中の「タイプ」ということで、面とか線とか点という表現が出てまいりますけれども、これは見ていただければわかる部分がありますけれども、点はそれ自体が単体で一つの景観を構成する要素のこととございまして、線は点の両側をつなぐような配線的な景観が構成要素でございます。また、面は線や複数の点が複合して形成される面的な景観の構成要素を指しているということとございます。

飛んで、4ページにA3判の別紙2のところですがけれども、別紙1に記載の構成要素の一部を抜粋して、丸と言葉で表にしております。なお、それぞれ別紙1、別紙2とも案となっておりますのは、後ほどご説明いたします国の「重要文化的景観」の選定を受けるためには、その申出の際に構成要素の所有者の方たちの同意を得る必要があることから、案という形で現在はお示ししているものでございます。それから、別紙2のところをもう一度ごらんいただきますと、微妙に色の濃淡がついていようかと思えます。見ていただいて、真ん中辺の題経寺境内と書かれているあたりは色が一番濃くなっております。その外側にやや色の濃い部分、見づらいですけれども、江戸川の河川敷ですとか浄水場のあたり、また宝生院のあたりが色の薄いところで囲まれていようかと思えます。これが先ほど3のところでも申しました三つのリングという部分で、こうした形で捉えられるだろうということを示しているということも補足させていただければと思います。

2ページに戻りまして、最後、「5、調査終了後の取組」でございます。今般の調査の結果、明らかになりました柴又地域文化的景観の価値につきまして、地元の柴又地域を初め、広く周知をしていくとともに、後世に伝えて保存・活用していくためのルールや体制・組織づくりを進めてまいりたいと考えております。具体的には、そこに記載がございましたけれども、平成27・

28年度の2カ年で柴又地域文化的景観の保存・活用の基本方針となります保存計画の策定を教育委員会が、また保存計画に基づくまちづくりのルールを都市整備部が、それぞれ連携しながら進めてまいりたいと考えております。そして、最終的には柴又地域文化的景観の構成要素について先ほど申し上げましたように、所有者などの地域の同意を得た後、柴又地域文化的景観が国が定めます「重要文化的景観」の選定を受けるべく、早ければ29年度に文化庁に対して申出を行えるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 詳細にわたってのご説明、ありがとうございました。ただいまの報告事項等4「柴又地域文化的景観に係る調査結果について」、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。まず、ご説明がございました17年の文化財保護法の一部改正によって、文化的景観が新たな文化財のカテゴリーとして誕生して、そして文化庁からこの柴又地域を文化的景観と選定を受けるべく評価されたということは、区民の1人として大変うれしく思っております。今回、柴又地域が評価されましたけれども、葛飾区内で文化庁が文化的景観と言われるような評価した地域は、ここ1カ所と認識していいのでしょうか。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 現時点では、柴又地域のみが狙上に上っているという理解でよろしいかと思えます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 課長さんご自身、ここは候補地として推薦できるのではないかと思う地域が区内に他にありますか。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 すぐに思い浮かぶものはないので今後、いろいろと勉強していきたいと思えます。

○杉浦委員 携わった皆様、関係者の皆様には心から御礼を申し上げたいと思えます。資料をいただきまして、全部読み切っておりませんが、3センチぐらいの厚さで、素晴らしい内容の成果物といたしますか、資料をつくっていただいて、区民の1人としてこれを活用して、地域に誇りを持ち、大切にしていきたいということを考えさせられました。

そこでお尋ねしたいのですが、これは平成29年に提出する段階でございますけれども、その中で例えばこの地域は今後建築に対しての規制とか、街づくりルールとか想定されているのでしょうか。その辺を今の段階でわかる範囲で教えていただけますか。

○委員長 生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 先ほども申し上げましたように、これから保存計画ですとか、それに沿って

の街並みですとか、まちづくりのルールを定めていく必要があると思っておりますが、簡単に言いますと、基本的にはまちの景観を保っていくということを前提に、とっぴなものをつくらなですとか、そういったことが必要になってくるだろうと思っております。そうした中で、地域の魅力をまず後世まで伝えていき、なおかつ広く発信していければと思っておりますので、その辺は今後具体的な計画策定の中で、全体とのバランスも考えながらやっていければと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○杉浦委員 はい。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにどなたか。

天宮委員。

○天宮委員 まず率直な意見として、私も4年ほど前からいろいろインタビューを学芸員の方から、大学の方から受けていたのですけれども、まさかあんなに立派な冊子になるとは思わなかったというのが正直なところです。柴又の皆さんは大変注目してしまっていて、我々事業者だけではなくて、当然住民の方もいらっしゃいますので、自分の資産価値とかそういうことにも影響するのではないかとということを懸念しています。ぜひ平成29年まで、実施されるまで、それ以前になるべくワークショップなり何なり、住民説明会を開いて納得いただいて、スムーズにできたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 この調査をしている過程で、今天宮委員がおっしゃっていましたように、フォーラムをやったりして、広く理解を求めてきたという経緯がございます。また、先ほど申し上げましたように、計画の策定ですとか、実際の取り組みの中で、地域の理解を得なければいけないこともありますので、その過程、あるいは実際に重要文化的景観に選定された後も、広く発信できるようにしていきたいと思っております。それと実際、私的財産の部分もございますので、強制的にということではなくて、先ほどの説明の中でも地域、所有者の同意を得られた後というお話をさせてもらったと思いますが、ご本人が同意しないということがあれば、無理強いをしないで、その辺の対象物ですとか範囲については、調整しながらやっていくということで考えております。また、そうは言いますが、天宮委員がおっしゃったようにきちんと説明をして同意を得られる形で、幅広く範囲を指定していければいいのかなというふうにも思っておりますので、そういうスタンスで取り組んでいきたいと思っております。

○委員長 ぜひ、そのような方向を大事にしていきたいと思っております。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明、ありがとうございます。まず、この報告書を見たときに、すごい重さに

びっくりしました。内容を若干見させていただいて、本当に調査してまとめた方のご苦勞が全部凝縮されていて、すばらしいものだなと思います。ぜひ図書館に置くなり、柴又の子どもたち、中学生も含めてそれを手にとって見ることができる機会を作っていただきたいと。出来れば、児童・生徒たちが読んでわかるような形の歴史的背景であったり、概要にしたものがあると、学校で葛飾を勉強するときに、柴又の地域はこういう背景があったのだよということも学ぶことができたらすばらしいのではないかなと感じたので、ぜひお願いしたいと思いました。

以上です。

○委員長 ご要望ということで。

特に今、私自身も委員長という立場でございますが、拝見して、図書館はもとより非常にそれを媒介として、子どもたちの、いわゆる葛飾の子どもたちにとっても大事な歴史的な価値がございますので、竹高委員のおっしゃったような活用法をぜひ、今後もまたご検討をお願いしたいと思います。

ほかにどなたか。よろしいですか。

では、報告事項等4点終わります、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」3件説明させていただきます。

まず、1の資料配付でございます。(1)の人事発令でございます。こちらについては、前回の委員会でご報告させていただきましたけれども、4月1日付で6人の課長クラスが転入しましたので、よろしく願いいたします。

1枚おめくりください。教育委員会の組織図でございます。今年度から、学校施設課内に施設整備担当課長が創設されましたので、新たに加えたものを入れてございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面でございます。こちらにはそれぞれの所掌事務を記載しております。

最終ページは教育委員会事務局の窓口配置図です。内線番号等も記載しておりますので、何かご連絡等ございましたら、ご活用いただくようお願いいたします。

次に資料配付の(2)でございます。27年度の子どもまつりの実施についてでございます。1の実施概要ですけれども、「2015年葛飾区子どもまつり(第36回)」ということでございます。「レッツ子どもまつり 遊べ!笑え!楽しめ!」という風情でございます。こちらは27年の4月26日、9時半から午後3時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

別添としてチラシをつけてございます。開催内容を記載してございますので、こちらのほうもあわせてごらんおきください。

それから、(3)でございます。区民大学情報誌「まなびぷらす」15号でございます。こちらについては、後ほどごらんおきください。

続きまして、2の出席依頼でございます。まず、こちらについては、5月9日、科学教育センターの開室式について竹高委員から天宮委員に変更させていただきます。

次に6月11日、小学生狂言教室につきましては、竹高委員のご出席をお願いいたします。

その他、今回学校経営のプレゼンテーションについては、次回1日で重なっている部分について、少し調整させた上で、次回の委員会で依頼させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に裏面をごらんいただいて、3の次回以降の教育委員会予定が記載しておりますので、こちらについても後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

確認でございますけれども、その他のレジュメ上の本定例会の日程上の(2)でございますが、平成27年度のテーマでよろしいのですよね。子どもまつりは。

○庶務課長 申しわけございません。こちらについては、後ほど訂正したものを配布させていただきます。申しわけございませんでした。

○委員長 確認だけでございます。

本日の議案等2件、報告事項等4件、その他の項目に関しまして、それぞれ採決、あるいはご意見を賜りました。いろいろな各範囲にわたって委員からのご要望がございましたが、特にチャレンジ検定ですか、今年度から名を新たに。そういった意味では、現場の教員、また明日の校長会に反映していただきたく、委員長からも再度お願い申し上げます。

ほかにどなたか、各委員の方よりご意見等ございましたらお受けいたします。よろしいですか。

それでは、平成27年教育委員会第4回定例会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会時刻 11時00分